

## 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社渥美組に対して建設業法の規定に基づく指示処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社渥美組

### 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

### 3. 処分理由

株式会社渥美組及び同社の船橋営業所長が労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課 課長 いちりき てつや 一力 哲也 (内線6141)

課長補佐 こぞの けんたろう 小園 賢太郎(内線6144)

電話 06-6942-1141(代)  
06-6942-1059(夜間直通)

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社渥美組  
許可：国土交通大臣（般-30）第20513号  
代表者：渥美 天海  
主たる営業所：大阪府大阪市西成区山王3丁目16番7号

### 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分  
（内容）

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

### 3. 処分理由

同社が請け負った埼玉県北足立郡伊奈町小室6016番地1所在の経済協力機構株式会社商品管理センター伊奈事業所解体工事現場において、平成30年1月10日、同社船橋営業所の労働者1名が同事業所1階に設置された積層棚ラックの上層床面部分の解体作業に従事していたところ切断された床面から墜落し加療265日間を要する重傷を負う事故が発生した。

この件について、4日以上休業したのであるから、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄の船橋労働基準監督署長に提出しなければならないのに、同社の船橋営業所長はこれをせず、もって遅滞なく法令の定める報告をしなかったとして、同社及び同社の船橋営業所長は、令和2年11月27日付けで労働安全衛生法違反により、大宮簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。